

令和6年10月版「経営事項審査申請の手引き」の変更点

○主な変更事項

目次（修正）

- ・（旧）令和6年4月 ⇒ （新）令和6年10月
- ・経営事項審査概要説明（動画）の案内リンク を追記

P 4（追記）：4. 審査項目（表1）

- ・※総合評定値算出の詳細はP 1 0 5～P 1 1 8の総合評定値算の算出方法をご覧ください。を追記
- ・※点数は令和5年8月14日以降を審査基準日とする場合のもの。 を削除

P 7（追記）：1. 経営規模等評価申請等（8）

申請者から委任を受けた行政書士が代理申請する場合、申請書の申請代理人欄に行政書士の住所、氏名及び電話番号を明記のうえ、職印を押印して申請してください。また、郵送・事前持込の場合は行政書士証の写しを1申請者ごとに1部同封し、予約時間帯での審査会場からの電話については、必ず代理人行政書士が対応してください。 下線部を追記

P 8（追記）

- ・窓口での事前預かりを希望される場合は、事前に受審する建設事務所へ連絡のうえ、審査予約日の前々日までに提出をお願いします。 下線部を追記

P 1 1（削除）：提出書類 No. 14 様式第6号

- ・「令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用。それまでは、項番54は必ず「3」を記入。」 を削除

P 1 1（追記）：提出書類No. 15 防災協定書の写し及び証明書

- ・代表者名や会社の住所のみの変更の場合は昨年度と同じ内容とみなします。 を追記。

P 1 1（追記）：提出書類 No. 16 有価証券報告書又は監査証明書、会計参与報告書

- ・①有価証券報告書の写し又は監査証明書の写し（無限定適正意見又は限定付適正意見が付されているもの）
- ・②会計参与報告書の写し 下線部を追記

P 1 2（追記）：※2

- ・建設業の許可を取得して間もない場合や業種追加をした直後に申請するため、工事種類別完成工事高（別紙一）で2年平均あるいは3年平均の選択した期間に対応する工事経歴書（様式第二号）を、建設業許可申請書等（事業年度終了の届出書を含む）に添付して提出していない場合は添付が必要です。 下線部を追記

P 1 4 (追記) : 確認書類 No. 9 技術職員、技能者及び公認会計士等の雇用が確認できる書類
・技術職員のうち高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者(6ヶ月超前からの雇用者:
65歳以下に限る)がある場合 下線部を追記

P 1 4 (追記) : 確認書類 No. 10 技術職員の資格等を証する書類(登録基幹技能者)
・「建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たす者と認められる旨の記載があり、」を削除
・登録基幹技能者講習修了証に基幹技能者が申請した実務を有する業種名が記載されるので、その業種で申請があった場合のみ加点評価の対象です。 を追記

P 1 4 (追記) : 確認書類 No. 11 雇用保険
・(労働保険事務組合に委託している場合は、労働保険料等納入通知書の写し)
・(口座振替の場合は「労働保険料に係る口座振替結果のお知らせ」で可) を追記

P 1 4 (追記) : 確認書類 No. 11 建退共
・建設業退職金共済事業加入・履行証明書(経営事項審査用) で審査基準日が含まれるもの
下線部を追記

P 1 4 (追記) : 確認書類 No. 11 退職一時金・企業年金
・次のいずれかの書類(「就業規則書」を除き、いずれも審査基準日の含まれるもの)
下線部を追記

P 1 5 (追記) : 確認書類 No. 11 法定外労災
・次のいずれかの書類(審査基準日において有効なもの) 下線部を追記

P 1 9 (追記) : 注16 CPD単位の説明
・なお、令和5年4月1日以降に開催した「建設業経理士CPD講習」を技術職員が受講した場合はCPD単位付与の対象となりました。(経営事項審査で認定するためには、取得単位数が証明できる場合に限りです。)

それ以前の講習につきましては、CPD単位付与の対象外となります。CPD単位の取得申請などに関する詳細は一般財団法人建設業振興基金までお問い合わせください。

※建設業経理士CPD講習が全ての「CPD制度」において認定プログラムとなっているわけではありません。参加登録されている「CPD制度」の運営団体にお問い合わせください。

を追記

P 2 1 (追記) : 4 その他(3)結果の公表
・経営規模等評価結果及び総合評定値は、通知した日の約1か月後から、一般財団法人建設業情報管理センターのホームページ(<http://www7.ciic.or.jp/>)でご覧いただけます。
下線部を追記

P 2 5 (追記) : (3) 技術職員数 (項番 1 9) ア 許可を受けた建設業に従事する技術職員
・ 建設業法施行令 (昭和 31 年政令第 273 号) 第 2 8 条第 1 号又は第 2 号に掲げる者、建設技
能者の能力評価制度に関する告示 (平成 31 年国土交通省告示第 460 号) 第 3 条第 2 項の規
定により同項の認定を受けた能力評価基準 (以下「認定能力評価基準」という。) により技
能や経験の評価が最上位であるとされた建設技能者 (以下「レベル 4 技能者」という。) 又
はレベル 4 技能者に次ぐものとされた建設技能者 (以下「レベル 3 技能者」という。)
を追記

P 2 5 (追記) : (3) 技術職員数 (項番 1 9) エ 三重県で定められている最低賃金
・ 1 0 月 1 日以降 1, 0 2 3 円 を追記

P 4 4 (追記) : 3 技術職員名簿 (3) 技術職員名簿
・ 建設業法施行令第 28 条第 1 号又は第 2 号に掲げる者、認定能力評価基準によるレベル 4 技
能者又はレベル 3 技能者 を追記

P 4 6 (追記) : 4 その他の審査項目 (社会性等) (2) ア
・ (労働保険事務組合に委託している場合は、労働保険料等納入通知書の写し)
・ (口座振替の場合は「労働保険料に係る口座振替結果のお知らせ」でも可) を追記

P 4 6 (追記) : 4 その他の審査項目 (社会性等) (2) ウ
・ 加入している場合でも、一定の基準に達していない等で加入・履行証明書が発行されない場
合は加入していないものとして取扱います。 を追記

P 4 6 (追記) : 4 その他の審査項目 (社会性等) (2) エ (ア)
・ また、財源が明らかでないものは不可とします。 を追記

P 4 9 (追記) : 4 その他の審査項目 (社会性等) (6) ア (ア) (イ)
・ (審査基準日における直近の会計監査人が記載された登記簿謄本が必要です。) を追記
・ (審査基準日における直近の会計参与が記載された登記簿謄本が必要です。) を追記

P 5 0 (追記) : 4 その他の審査項目 (社会性等) (6) イ、ウ
・ なお、審査基準日に在籍していればよく、6 ヶ月超の在籍期間は必要としません。 を追記

P 5 1 (追記) : (8) 建設機械の保有状況について イ
・ なお、自動車車検証は検査のたびに更新されることから、更新の際は写しを保管しておくな
どの対応をお願いいたします。 を追記

P 5 2 (追記) : 経理処理の適正を確認した旨の書類
・ 記載に係る注意事項 を追記

P 5 8 (変更) : 記載要領 7

・『「型式／製造番号」欄には、特定自主検査記録表に記載されている型式及び製造番号（ダンプ車）は自動車検査証（自動車検査証記録事項）に記載されている車台番号、移動式クレーンは刻印番号）を記載すること』を『「型式／製造番号」欄には、「ダンプ車」は自動車検査証（自動車検査証記録事項）に記載されている車台番号、「移動式クレーン」は移動式クレーンに検査証に記載されている型式及び刻印番号）、それ以外の建設機械は特定自主検査記録表に記載されている型式及び製造番号を記載すること』に変更

P 5 9 (変更) : 建設機械の保有状況一覧（記載例）

・ダンプ車の「型式／製造番号」の記載内容を変更

P 6 2 (追記) : C P D単位を取得した技術者名簿（記載例）

・別紙二技術職員名簿に記載のある者以外に該当する者を追記
経営事項審査で申請していない業種で監理技術者若しくは主任技術者になる資格を有する者や1級又は2級技士の一次検定試験に合格した者（1級技士補・2級技士補）等

P 6 4 (修正) : 様式第5号記入例

・(表4)確認書類一覧表」No. 17 → (表4)確認書類一覧表」No. 18

P 6 7 (追記) : 様式6号

・記載に係る注意事項 を追記

P 7 1 (追記) : 様式第25号の14記載例

・※原則として、申請書類の受付後は、申請者側の理由による訂正は出来ません。誤った申請内容に基づく経営事項審査の結果が通知されますので、申請前に再度内容をご確認ください。
を追記

P 7 1 (修正) : 様式第25号の14記載例

・市町コード（P 8 7参照） → 市町コード（P 9 3参照）

P 7 2 (追記) : 様式第25号の14記載例

・2期平均額を記入（右表①②数値を足して2で割った数）（千円未満切捨て）
マイナスの場合は「-」ではなく、「△」を記入 下線部を追記

P 7 2 (修正) : 様式第25号の14記載例

・自己資本金の算出はP 2 0参照 → 自己資本金の算出はP 2 2参照
・登録経営状況分析機関の登録番号（P 8 5） → 登録経営状況分析機関の登録番号（P 9 2）

P 7 7、7 9 (追記)

項番34「合計」の欄は、項番32及び項番33に記入した完成工事高の合計を記入する（通常、事業年度終了届の様式第二号、第三号、財務諸表等の完成工事高と一致）。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入する。ただし、必ずしも合計にならないこ

ともあります。

注「プレストレストコンクリート構造物工事」、「法面処理工事」、「鋼橋上部工事」については、重複するため、合計には算入しない を追記

P 8 6 (追記) : 別紙二 記入例 4

「CPD取得単位数計算シート」で計算された各人のCPD単位を記入する。を追記

P 8 7 (修正) : 記載要領 1

「建設業法施行規則第 18 条の 3 第 2 項第 1 号又は第 2 号」を「建設業法施行規則第 18 条の 3 第 2 項第 1 号から第 3 号」に修正

P 8 8 (削除) : 別紙三 記入例

項番 5 4 : (令和 5 年 8 月 1 4 日以降の審査基準日に限る) を削除

項番 6 0 : ※登録経理試験、講習については、令和 5 年 3 月 3 1 日までの経過措置あり を削除

P 8 8 (修正) : 別紙三 記入例

項番 6 1、6 2 : (P 8 1記載要領参照) → (P 9 1記載要領参照)

P 9 2 (変更) : 表 8 登録経営状況分析機関一覧

- ・(旧) 令和 5 年 1 月 ⇒ (新) 令和 6 年 9 月
- ・事務所の所在地及び電話番号の更新

P 1 0 4 (変更) : 注 コード「064」

- ・「建設業法第 26 条第 1 項に定める主任技術者の要件を満たす者と認められる旨の記載があり、」 を削除
- ・登録基幹技能者講習修了証に、基幹技能者が申請した実務を有する業種名が記載されるので、その業種で申請があった場合のみ加点評価されます。 を追記

P 1 1 1 (削除) : IV総合評定値の算出方法 5. その他の審査項目(社会性等)(W)

- ・注 2 令和 5 年 8 月 1 3 日以前の審査基準日におけるその他の審査項目(社会性等)の評点については、以下の算式により求めることとする。
その他の審査項目(社会性等)の評点 = 告示の付録第二による点数並びにイ～カの点数の合計
点数 × 10 × 190 / 200 を削除